

# 社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

最終改正：平成二六年六月四日法律第五一号

〒650-0012  
神戸市中央区北長狭通5丁目4番3号  
株式会社兵庫県官報販売所  
TEL 078-341-0637  
FAX 078-382-1275  
office@kanpo-ad.com  
<https://kanpo-ad.com>

# 社会福祉法

## (清算法人についての破産手続の開始)

### 第四十六条の十二

清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2

清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3

前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

## 一 社会福祉法第四十六条の十二第一項

### 破産手続開始申立ての公告

当法人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に解散し清算中ですが、当法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったため、平成〇〇年〇〇月〇〇日東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いましたので、**社会福祉法第四十六条の十二第一項の規定により**公告いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

社会福祉法人〇〇〇〇

清算人 〇〇〇〇

### 任意記載事項

### 公告媒体

官報必須。

# 社会福祉法

(債権者に対する公告等)

## 第四十六条の三十

清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2

前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

## 二 社会福祉法第四十六条の三十第一項

### 解散公告

当法人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇  
代表清算人 〇〇 〇〇

### 任意記載事項

### 公告媒体

官報必須。

社会福祉法第四十六条第一項各号（四号・五号を除く）の解散事由を記載してもかまわない。

# 社会福祉法

(債権者の異議)

第五十三条

吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所
- 三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

(債権者の異議)

第五十四条の三

吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- 三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

## ○厚生労働省令第百六十八号

### 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）

(計算書類に関する事項)

第六条の三

法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 公告対象法人（法第五十三条第一項第三号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合その旨
- 二 公告対象法人が清算法人である場合その旨
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2

前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。

3

前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しなければならない。

(計算書類に関する事項)

第六条の六

法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 公告対象法人（法第五十四条の三第一項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合その旨
- 二 公告対象法人が清算法人である場合その旨
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2

第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

# 社会福祉法人会計基準（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第七十九号）

## 第二十五条

貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（貸借対照表の区分）

## 第二十六条

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2

純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

（貸借対照表の種類及び様式）

## 第二十七条

法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。

2

貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3

拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4

第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（貸借対照表の勘定科目）

## 第二十八条

貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

三 社会福祉法第五十三条第一項  
第五十四条の三第一項

乙の貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位:百万円)			甲の貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位:百万円)		
科	目	金額	科	目	金額
資産の部	流動資産		資産の部	流動資産	
	固定資産			固定資産	
	基本財産 その他の固定資産			基本財産 その他の固定資産	
	合計			合計	
負債及び純資産の部	流動負債		負債及び純資産の部	流動負債	
	固定負債			固定負債	
	基本金			基本金	
	国庫補助金等特別積立金			国庫補助金等特別積立金	
	その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	
	合計			合計	

合併公告  
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。  
平成〇〇年十二月三日

(甲) 社会福祉法人〇〇町〇丁目〇番〇号  
理事長 〇〇〇〇〇〇〇〇

(乙) 社会福祉法人△△△△△△△△△△番△号  
理事長 △△△△△△△△△△

### 吸収合併（連名型）その1

公告媒体

官報必須。

注意事項

貸借対照表の事前公告は不可。表示も決算公告ではなく、貸借対照表の要旨となる。

合併公告

左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 清算法人です。

平成〇〇年〇月〇日  
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
(甲) 社会福祉法人〇〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇〇  
東京都△△区△△町△△丁目△△番△△号  
(乙) 社会福祉法人△△△△△  
理事長 △△△△△

科	目	金額
資の 産部	流動資産	
	固定資産	
	合計	
負債 及び 純資産の 部	流動負債	
	固定負債	
	合計	

吸収合併（連名型）その2

計算書類に関する事項としては、要旨の他は

- ① 清算法人です。
  - ② 最終会計年度はありません。
- のどちらかを選ぶ。

合併公告

左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は、左記のとおりです。

(甲) 最終会計年度はありません。

(乙) 清算法人です。

平成〇〇年十二月三日  
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
(甲) 社会福祉法人〇〇〇〇〇  
代表理事 〇〇〇〇〇  
東京都△△区△△町△△丁目△△番△△号  
(乙) 社会福祉法人△△△△△  
代表理事 △△△△△

吸収合併（連名型）その3

合併公告

当法人(乙)は、合併により社会福祉法人〇〇〇〇〇(甲、住所東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号)に権利義務全部を承継させて解散することにした。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

平成〇〇年〇月〇日  
東京都△△区△△町△△丁目△△番△△号  
社会福祉法人△△△△△  
理事長 △△△△△

科	目	金額
資の 産部	流動資産	
	固定資産	
	合計	
負債 及び 純資産の 部	流動負債	
	固定負債	
	合計	
科	目	金額
資の 産部	流動資産	
	固定資産	
	合計	
負債 及び 純資産の 部	流動負債	
	固定負債	
	合計	

吸収合併（単独型）消滅法人

合併公告

当法人(甲)は、合併により社会福祉法人△△△△△(乙、住所東京都△△区△△町△△丁目△△番△△号)の権利義務全部を承継することにした。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

平成〇〇年〇月〇日  
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
社会福祉法人〇〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇〇

科	目	金額
資の 産部	流動資産	
	固定資産	
	合計	
負債 及び 純資産の 部	流動負債	
	固定負債	
	合計	
科	目	金額
資の 産部	流動資産	
	固定資産	
	合計	
負債 及び 純資産の 部	流動負債	
	固定負債	
	合計	

# 社会福祉法

(債権者の異議)

第五十四条の九

新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 新設合併をする旨
- 二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
- 三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

## ○厚生労働省令第百六十八号

### 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）

(計算書類に関する事項)

第六条の十

法第五十四条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 公告対象法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨
- 二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2

第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

乙の貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位：百万円)				甲の貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位：百万円)			
科	目	金額		科	目	金額	
資の 産部	流動資産			流動資産			
	固定資産			固定資産			
	その他の固定資産			その他の固定資産			
	合計				合計		
負純 債資 産及 の び部	流動負債			流動負債			
	固定負債			固定負債			
	負債			負債			
	債			債			
	金			金			
	特別積立金			特別積立金			
	その他の積立金			その他の積立金			
	増減				増減		
	差額				差額		
	合計				合計		

合併公告  
左記法人は合併し、その権利義務全部を承継して社会福祉法人×××××(住所東京都××区××町××番××号)を新設し、甲及び乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。  
平成〇〇年十二月三日  
東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
(甲)社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇〇〇〇〇  
東京都△△区△△町△△番△△号  
(乙)社会福祉法人△△△△△△△△△△  
理事長 △△△△△△△△△△

新設合併 その1

貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位：百万円)			
科	目	金額	
資の 産部	流動資産		
	固定資産		
	その他の固定資産		
	合計		
負純 債資 産及 の び部	流動負債		
	固定負債		
	負債		
	債		
	金		
	特別積立金		
	その他の積立金		
	増減		
	差額		
	合計		

合併公告  
左記法人は合併し、その権利義務全部を承継して社会福祉法人×××××(住所東京都××区××町××番××号)を新設し、甲及び乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。  
(甲)左記のとおりです。  
(乙)最終会計年度はありません。  
平成〇〇年十二月三日  
東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
(甲)社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇〇〇〇〇  
東京都△△区△△町△△番△△号  
(乙)社会福祉法人△△△△△△△△△△  
理事長 △△△△△△△△△△

新設合併 その2

合併公告  
左記法人は合併し、その権利義務全部を承継して社会福祉法人×××××(住所東京都××区××町××番××号)を新設し、甲及び乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。  
(甲)最終会計年度はありません。  
(乙)清算法人です。  
平成〇〇年十二月三日  
東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号  
(甲)社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇〇〇〇〇  
東京都△△区△△町△△番△△号  
(乙)社会福祉法人△△△△△△△△△△  
理事長 △△△△△△△△△△

新設合併 その3



## 社会福祉法

(計画の公告)

第百十九条

共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第百二十条

共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2

共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3

共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

## 〇〇県共同募金計画の公告

平成〇〇年度大阪府共同募金会の共同募金運動を次のように  
行いますので社会福祉法第119条に基づき公告いたします。  
平成〇〇年9月25日

社会福祉法人〇〇県共同募金会  
理事長 甲野 太郎

### 記

- 1 実施期間 平成〇〇年10月1日から12月31日まで
- 2 実施区域 〇〇県内全域
- 3 募金の目標額並びに配分の予定
  - ① 募金の目標額
 

募金の目標額	910,000,000円
一般募金	630,000,000円
歳末たすけあい募金	280,000,000円
  - ② 配分の予定
 

ア 広域福祉事業		215,500,000円
社会福祉施設	50,810,000円	
社会福祉団体	25,000,000円	
〇〇県・〇〇市社会福祉協議会	25,000,000円	
各種援護資金	5,250,000円	
災害等準備金	22,800,000円	
地域福祉推進事業実施地区配分	15,000,000円	
募金運動推進費及び分担金	71,640,000円	
イ 地域福祉事業	414,500,000円	
市区町村社会福祉協議会	372,225,000円	
地区共同募金運動推進費	42,275,000円	
ウ 歳末たすけあい	280,000,000円	
- 4 受配予定者の総数
 

① 社会福祉施設及び団体	191
② 市区町村社会福祉協議会	66
合 計	257

## 平成〇〇年共同募金運動結果の公告

平成〇〇年〇〇県共同募金運動の結果を社会福祉法第120条の規定により、下記のとおり公告します。

平成〇〇年1月25日

〇〇県〇〇市大手町1丁目1番1号  
社会福祉法人〇〇県共同募金会  
会長 甲野 一郎

### 記

- 1 募金の総額 392,688,074円
- 2 配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額

配分先		配分額 (円)
一般配分	社会福祉施設	16,759,000
	社会福祉団体	24,651,000
	社会福祉協議会 (地域社協在宅福祉サービス)	1,538,000
	社会福祉協議会 (在宅要援護者対策費)	10,000,000
	社会福祉協議会 (地域福祉事業費)	162,976,315
地域歳末たすけあい配分	社会福祉協議会	94,284,475
NHK歳末たすけあい配分	社会福祉施設・団体	9,381,967
災害等準備金取崩配分	社会福祉施設・団体	12,500,000
〇〇県共同募金会 (災害等準備金)		11,000,000
〇〇県共同募金会 (先駆的開拓的活動配分準備金)		3,000,000
〇〇県共同募金会 (地域安全生活支援事業費)		20,000,000
運動費	〇〇県共同募金会 (支会交付金)	15,000,000
	〇〇県共同募金会 (中央分担金)	2,295,000
	〇〇県共同募金会 (一般会計繰出金)	13,500,000
	〇〇県共同募金会 (次年度運動準備金)	19,500,000
合 計		416,435,757

次年度配分資金繰越金 5,390,948

- 3 災害等準備金
  - ① 新たに積み立てた準備金の額 11,000,000円
  - ② 準備金の総額 40,372,000円
- 4 災害等準備金拠出金
 

平成〇〇年「東日本大震災」に伴う活動支援金として配分  
5,328,000円 (平成〇〇年度積立分 12,600,000円の内)

### 災害等準備金の拠出公告

平成〇〇年の東日本大震災の被災者や原発事故による避難者の救援・支援活動のため、大規模災害に備え積み立てを行っている災害等準備金から次のとおり拠出を行いました。以上、社会福祉法第120条第2項の規定により公告します。

記

拠出先	金額(円)
〇〇市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)	283,624
〇〇市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)	14,594
〇〇町社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)	550,000
NPO法人ボランティアネットワーク	2,385,390

また、本会を含めた全国の都道府県共同募金会では、中央募金会を通じ、被害の甚大であった各県共同募金会に対し、災害等準備金を拠出し、被災地での救援活動を支援しております。なお、本会からの拠出額は、10,000,000円です。

平成〇〇年5月1日

〇〇県〇〇市大手町1丁目1番〇号  
社会福祉法人〇〇県共同募金会  
会長 甲野 一郎

### 東日本大震災共同募金配分結果の公告

当会は、社会福祉法第118条第3項の規定により、配分を行いましたので、社会福祉法第120条第3項の規定により、下記のとおり公告します。

平成〇〇年1月25日

〇〇県〇〇市大手町1丁目1番1号  
社会福祉法人中央共同募金会  
会長 甲野 一郎

記

- 1 拠出を受けた総額 926,728,323円
- 2 配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額

配分先	配分額(円)
青森県 災害ボランティアセンターの立上運営費、避難施設の運用	7,450,401
岩手県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア保険	237,849,436
宮城県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア保険	284,999,022
山形県 災害ボランティアセンターの立上運営費	3,000,000
福島県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア保険	157,162,374
茨城県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア保険	32,043,793
栃木県 災害ボランティアセンターの立上運営費	4,777,328
群馬県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア経費	1,550,000
千葉県 災害ボランティアセンターの立上運営費、ボランティア経費	10,571,640
神奈川県 避難者受け入れ事業	985,170
新潟県 災害ボランティアセンターの立上運営費	184,735
長野県 ボランティア活動経費、ボランティア保険	928,031
合計	741,501,930